

令和5年度 補助金等ヒアリングシート

基本情報					
番号	9	課・係名	指導課指導班	補助開始年度	平成18年度
補助金等の名称	印西市中学校部活動補助金				
交付要綱等の名称	印西市中学校部活動補助金交付要綱				
	終了年限の有無 (無)				
要綱に規定する 交付対象	印西市立中学校の管理下において行われる教育課程外の部活動を行う生徒の保護者 で構成する保護者の代表者				
根拠となる 市の計画等名	印西市総合計画 実施計画				
補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記)	1. 国補助 2. 県補助 3. 単独 4. 市単独上乗せ				

団体に補助 している場合記入 ⇒ ※個人に補助して いる場合は不要	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)	設立年月日	構成人数
	部活動を行う生徒の保護者		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (無)		

決算の状況	※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。
-------	---------------------------------------

		令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額	
歳入	市補助金	3,233,265	3,750,601	6,350,000	
	内訳	国庫補助金			
		県補助金			
		その他			
		一般財源	3,233,265	3,750,601	6,350,000
	会費				
	事業収入				
	その他	4,281,986	7,737,602	5,850,000	
	合計	7,515,251	11,488,203	12,200,000	
歳出	人件費				
	事務費				
	事業費	7,515,251	11,488,203	12,200,000	
	その他				
	合計	7,515,251	11,488,203	12,200,000	
翌年度繰越金		0	0	0	

近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	郡・県・関東・全国大会の交通費：全額補助 関東・全国大会：宿泊費全額補助 昼食代500円補助 活動費（消耗品等）：1部活動につき1万3千円	ただし、1万円／1泊上限
佐倉市	県・関東・全国大会の交通費：全額補助 県・関東全国大会の宿泊費：全額補助	ただし、1万円／1泊が上限
四街道市	関東・全国大会の交通費・宿泊費：全額補助 活動費（消耗品等）：生徒数×1000円	
八街市	関東・全国大会の交通費・宿泊費：全額補助 活動費（消耗品等）：1校25万円	ただし、8千円／1泊上限かつ1人4万円上限
富里市	関東・全国大会の交通費・宿泊費：全額補助 活動費（消耗品等）：学級数×2万8500円	ただし、8千円／1泊上限かつ1人4万円上限
白井市	関東・全国大会の参加費・交通費：全額補助 宿泊費：実費の1／2補助	ただし、6千円／1泊上限

担当課としての該当の補助事業への評価

↓該当するものに○

経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	○
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適当ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	

補助の状況	
※補助金等について、できるだけ具体的に記入してください。	
分類	質問事項
目的 必要性	①補助事業の目的について記入してください。
	学校教育の振興を図るため、印西市立中学校の生徒が行う部活動に要する経費の一部を補助する。 関東大会・全国大会への積極的な参加とともに保護者の経済的負担の軽減を目的とする。
必要性	②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。
	県内印西市内中学校の部活動数124部活動×5万円の交通費（実費の1/2の補助） 関東・全国大会は市の代表として出場するため、全額（宿泊費は1万円上限）を補助対象としている。
必要性	③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。
	【令和4年度】3,750,601円 85件、【令和3年度】3,233,265円 70件、 【令和2年度】1,322,704円 53件、【令和元年度】4,591,303円 89件
公益性	④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。
	公益性のある分野（ブルダウン） 市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの
	印西市立中学校の全部活動を対象に補助している。 運動部においても文化部においても学校外で活動する場面へ移動する交通費の一部の補助を行っている。
公益性	⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。）
	学校教育の振興を図るため、中学生が行う部活動に要する経費の一部を補助することで保護者の経済的負担を軽減できた。 部活動の充実を図ることにより、生徒が体力向上に努め、豊かな学校生活を送ることができた。
将来性	⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。
	文部科学省により部活動地域移行の方針が示されており、部活動の補助金についても今後検討する必要がある。
将来性	⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。
将来性	⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。
その他	⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。
	千葉県大会等の成績によって進出するため関東大会や全国大会の出場者数が定まっていない。 また、大会開催地域も順番に変更するため、開催地域によって交通費や宿泊費、宿泊数に大きな差異が生じる。
今後の方向性	1. 拡大して継続 2. 現状維持で継続 3. 縮小して継続 4. 整理統合 5. 廃止
方向性についての理由	児童生徒数の増加により、関東大会や全国大会への出場選手が増加傾向にある。 交通費や宿泊費（上限1万円）について全額補助のため補助額が増加している。

印西市中学校部活動補助金交付要綱（平成17年3月31日告示第76号）

最終改正:令和5年3月31日告示第81号

改正内容:令和5年3月31日告示第81号 [令和5年3月31日]

○印西市中学校部活動補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第76号

改正

平成20年3月31日告示第61号
平成23年3月31日告示第53号
平成26年3月24日告示第17号
平成27年3月23日告示第34号
平成29年3月10日告示第14号
令和2年3月13日告示第31号
令和5年3月31日告示第81号

印西市中学校部活動補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、学校教育の振興を図るため、印西市立中学校の生徒が行う部活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（補助対象事業者）

第2条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、印西市立中学校の管理下において行われる教育課程外の部活動（以下「部活動」という。）を行う生徒の保護者とする。

2 補助金の交付申請者は、前項に規定する保護者で構成する保護者会の代表者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（補則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（印西市中学校部活動補助金交付要綱の廃止）

2 印西市中学校部活動補助金交付要綱（平成16年告示第60号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行前に旧告示の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（失効）

4 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日告示第61号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第53号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日告示第17号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月10日告示第14号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第81号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第3条)

対象経費	補助金の額
部活動の一環として参加する各種大会に要する交通費、宿泊費、参加費等	<ol style="list-style-type: none">1 対象経費の2分の1の額とする。ただし、1団体当たりのクラブ数(運動部で男子部と女子部がそれぞれ存在する場合にあっては、それぞれの部を1つのクラブとみなす。)に5万円を乗じて得た額を限度額とする。2 生徒が関東大会又は全国大会に参加する場合にあっては、当該生徒の交通費及び参加費の全額並びに宿泊費(1人に対し1万円を上限とする。)を上記1の額に加算する。